

# 千葉県屋外広告物条例に基づく許可申請書及び届出書の添付書類一覧

我孫子市役所 都市計画課 景観推進室

1. 許可申請		屋外広告物等を新たに表示又は設置するとき	許可を受けた屋外広告物等の表示又は設置を、許可期間の満了後も継続するとき	許可を受けて表示又は設置した屋外広告物等の表示内容の変更又は改造を行うとき
添付書類	様式	<b>第一号様式</b> 屋外広告物等表示(設置)許可申請書	<b>第四号様式</b> 屋外広告物等表示(設置)許可更新申請書	<b>第五号様式</b> 屋外広告物等変更(改造)許可申請書
① 広告物等を表示又は設置する箇所及びその付近の状況が分かる見取図 (※縮尺1,000分の1程度)		要添付	—	—
② 形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面		要添付	—	要添付
③ 意匠、色彩及び表示又は設置の方法を示す図面		要添付	—	要添付
④ 他の所有者又は管理者の同意書等の写し		同意等を要する場合は要添付	同意等を要する場合は要添付	—
⑤ 他の法令に基づく許可書、確認書等の写し【注1】		許可等を要する場合は要添付	許可等を要する場合は要添付	—
⑥ 既設の広告物等の形状及び表示面積並びに申請に係る広告物等と既設の広告物等との位置関係を明らかにした図面 (立面図及び配置図等)		申請に係る広告物等と既設の広告物等がいずれも自家用広告物【注2】の場合は要添付	—	—
⑦ 広告物等の現況カラー写真		—	要添付	—
⑧ 安全点検報告書 ( <b>第四号様式の二</b> ) ※申請日の前2か月以内に実施したもの		—	高さが4m以上又は1表示面積が10㎡以上の広告物等を表示又は設置している場合は要添付	—

【注1】他の法令に基づく許可書、確認書等の例

○ 建築基準法に基づく工作物の確認が必要な場合…検査済証(※千葉県屋外広告物条例に基づく許可を受けて施工した後、検査済証が交付され次第提出してください。)

○ 道路法に基づく道路占用許可が必要な場合…道路占用許可書

○ 農地法に基づく転用の許可が必要な場合…農地転用許可書

【注2】自家用広告物…自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため、自己の住居、事業所又は作業場に表示又は設置する広告物等

2. 届出		許可を受けて表示又は設置した屋外広告物等を除却したとき	許可を受けて表示又は設置した屋外広告物等の表示者又は設置者の氏名や住所等に変更等が生じたとき	許可を受けて表示又は設置した屋外広告物等が災害等により滅失したとき
添付書類	様式	<b>第九号様式</b> 屋外広告物等除却届出書	<b>第十一号様式</b> 屋外広告物等管理者(表示者・設置者)設置(変更・廃止)届	<b>第十二号様式</b> 屋外広告物等滅失届
⑨ 広告物等を表示又は設置していた箇所の除却又は滅失後のカラー写真		要添付	—	要添付